

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第 8 回会議資料



平成16年9月22日(水)午後1時30分から

大野原町中央公民館3階講義室

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第8回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 会議次第

平成16年9月22日(水)午後1時30分から
大野原町中央公民館3階講義室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 協議事項

(1) 協議第10号 事務組織及び機構の取扱いについて

(2) 協議第23号 - 2 各種事務事業(コミュニティ関係)の取扱いについて

- 1 3 各種事務事業(環境対策関係)の取扱いについて

- 1 4 各種事務事業(ごみ・し尿処理関係)の取扱いについて

(3) 協議第24号 新市建設計画(その4)について

・第6章 新市における県事業の推進

・第7章 公共的施設の適正配置と整備

・第8章 財政計画

(2) その他

(1) 第9、10回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程等について

4 閉 会

協議第10号

事務組織及び機構の取扱いについて

事務組織及び機構の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月22日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

事務組織及び機構の取扱いについて

新市における事務組織及び機構については、次の事項を基本に整備するものとする。

〔新市における事務組織及び機構の整備方針〕

- 1 住民自治を確立し、住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織・機構
- 2 住民に分かりやすく利用しやすい組織・機構
- 3 住民の声を適正に反映することのできる組織・機構
- 4 運営の合理化を図り簡素で効率的な組織・機構
- 5 新市建設計画を円滑に遂行できる組織・機構
- 6 地方分権に柔軟に対応できる組織・機構
- 7 新たな行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- 8 指揮命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な組織・機構
- 9 緊急・非常時に即応できる組織・機構

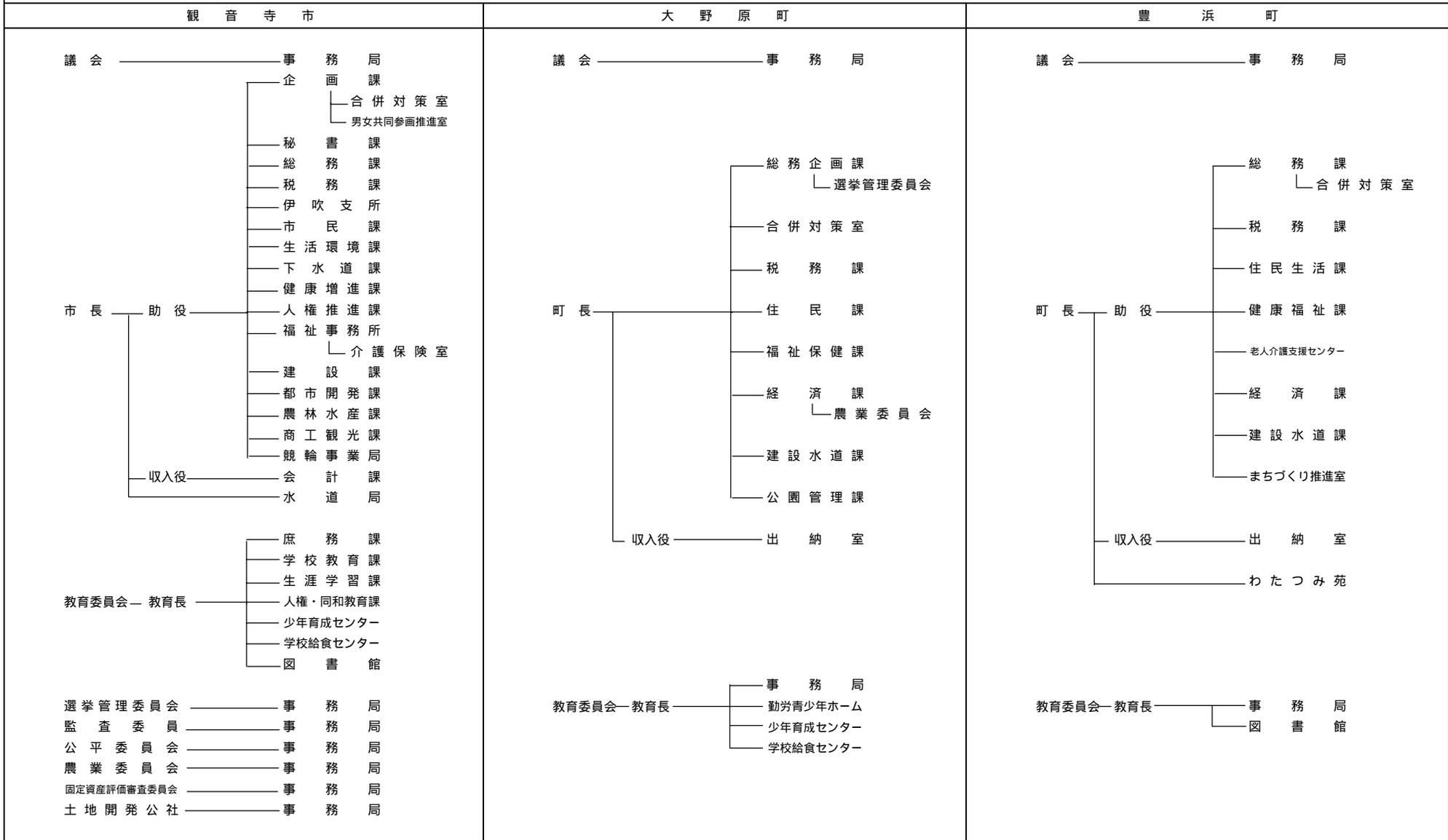
〔個別整備方針〕

- 1 本庁については、「新市の事務所の位置」により、現在の観音寺市役所とする。
- 2 支所については、「新市の事務所の位置」により、現在の観音寺市役所、大野原町、豊浜町の各役場を支所とし、従来の住民サービスを極力低下させないように配慮した組織・機構とする。
- 3 伊吹支所は、現行のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

1 市 2 町 の 現 状



参 考

根 拠 法 令

○地方自治法（抜粋）

（地方公共団体の法人格及び事務）

第2条

1～13省略

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

15 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

（事務所の設置又は変更）

第4条

1省略

2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

（執行機関の組織の原則）

第138条の3 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

2 普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

（支庁・地方事務所・支所等の位置）

第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあつては支庁（道にあつては支庁出張所を含む。以下これに同じ。）及び地方事務所、市町村にあつては支所又は出張所を設けることができる。

2 支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

3 第四条第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所又は支所若しくは出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

（都道府県の部局・分課及び市町村の部課）

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

2 普通地方公共団体の長は、前項の内部組織の編成に当たつては、当該普通地方公共団体の事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、第1項の条例を制定し又は改廃したときは、遅滞なく、その要旨その他の総務省令で定める事項について、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

（出納員及び会計職員）

第171条 出納長又は収入役の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。

（選挙管理委員会書記その他の職員）

第191条 都道府県及び市の選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置き、町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置く。

（監査委員事務局の設置）

第200条 都道府県の監査委員に事務局を置く。

2 市町村の監査委員に条例の定めるところにより、事務局を置くことができる。

3 事務局に事務局長、書記その他の職員を置く。

4 事務局を置かない市町村の監査委員の事務を補助させるため書記その他の職員を置く。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務局）

第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて

各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 2 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて
<p>1 自治会組織</p> <p>(1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 連合組織については、統合できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一する。</p> <p>2 地縁団体</p> <p>地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

合併協定項目番号	23-2	合併協定項目名	各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整方針(案)	<p>1 自治会組織</p> <p>(1) 自治会の区域、名称については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>(2) 連合組織については、統合できるよう調整に努める。</p> <p>(3) 活動補助金については、委託事務等の見直しを図り、新市において速やかに統一する。</p>						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
自治会組織	<p>1. 組織</p> <p>各町ごとの単位自治会、その上に各小学校区に地区連合自治会、地区連合会会長及び副会長が観音寺市自治会協議会を組織。 単位自治会（138自治会）</p> <p>地区連合自治会（9地区）</p> <p>観音寺市自治会協議会（23名）</p> <p>2. 連合組織</p> <p>名称－観音寺市自治会協議会 役員－ 会長1名 副会長2名 幹事2名 総務部長1名 業務部長1名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率 72.7% 加入世帯数 11,554世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>無 （自治委員事務委託料として年間3万円）</p> <p>5. 活動内容</p> <p>町内の環境整備 町内の福利厚生 町内の保健福祉 町内の社会福祉活動 町内住民相互の連絡 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>会費分担金 75,900円 （＝均等割り3万円＋世帯割45,900円）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会総会 観音寺市自治会協議会 視察研修旅行 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会 市長との対話 市政座談会</p> <p>8. 活動補助金</p> <p>観音寺市自治会協議会へ年間350,000円</p>	<p>1. 組織</p> <p>単位自治会（99自治会）及びその代表者（8名）による連合自治会</p> <p>2. 連合組織</p> <p>名称：大野原町連合自治会長会 役員：会長1名 副会長1名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率：92.6% 加入世帯数：3,340世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>年間20,000円</p> <p>5. 活動内容</p> <p>自治会内の環境整備 自治会内の福利厚生 自治会内の社会福祉活動 自治会内の住民相互の連絡 行政と住民の連絡調整 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>町負担金 40,600円（総務費、一般管理費）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会長会（年間2回） 連合自治会長会（年間2回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会</p> <p>8. 活動補助金</p> <p>各自治会へ年間700万円を均等割りとし人口割りで割り振る（総務費、地方振興費）</p>	<p>1. 組織</p> <p>各自治会毎に結成している。現在は29自治会ある。</p> <p>2. 連合組織</p> <p>豊浜町自治会協議会 役員－会長1名 副会長2名 監事2名 会計1名 書記2名</p> <p>3. 単位組織</p> <p>自治会加入率 91.6% 加入世帯 2,753世帯</p> <p>4. 自治会長への手当て</p> <p>年間15,000円</p> <p>5. 活動内容</p> <p>各種団体との連絡調整 自治活動の推進 回覧物の回覧 その他</p> <p>6. 香川県連合自治会</p> <p>会費分担金（＝均等割30,000円＋世帯割8,763円）</p> <p>7. 事業内容</p> <p>自治会長会（年間5回） 香川県連合自治会表彰総会 香川県市町連合自治会長及び担当者会</p> <p>8. 活動補助金（平成16年度）</p> <p>自治会協議会事務助成 170,000円 自治会協議会研修助成 1,085,000円 自治会事務助成 6,900,000円</p>				

合併協定項目番号	23-2	合併協定項目名	各種事務事業（コミュニティ関係）の取扱いについて	専門部会名	企画部会	分科会名	広聴広報分科会
調整方針(案)	2 地縁団体 地縁団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。						
項目	観音寺市	大野原町	豊浜町				
地縁団体	<p>1.地縁団体一覧 豊田団地自治会 古川東自治会 古川西自治会 大長自治会 常次自治会 若宮町自治会 加茂田自治会 七間橋町自治会 出晴自治会</p> <p>2.地縁団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受付、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務 認可地縁団体の印鑑登録 観音寺市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、 印鑑証明等を行う。 証明手数料 告示事項の証明、印鑑証明は、手数料（1通350円）を徴収する。 法人化の手引 法人化の手引を作成し、相談者等に配布する。</p>	<p>1.各種地縁団体一覧 池之内自治会 大福自治会 宮前自治会 谷上自治会 大字海石自治会 先林自治会 丸井北自治会 宮之下自治会</p> <p>2.上記団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受け付け、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務。 認可地縁団体の印鑑登録 大野原町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務。 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、 印鑑証明等を行う。 証明手数料 印鑑証明は、手数料（1通300円）を徴収する。 法人化の手引 法人化の相談等。</p>	<p>1.各種地縁団体一覧(助成対象団体) 大平木自治会 本村自治会 院内自治会 港町自治会 南自治会 堀切自治会 関谷自治会 本町自治会 東町自治会 上田井下自治会 上田井上自治会 雲岡自治会 野之池自治会 五軒屋自治会 須賀自治会 道溝自治会 梶谷自治会 岡自治会 北原自治会</p> <p>2.上記団体の概要 地縁団体の認可 地方自治法第260条の2の規定による認可。規約その他の認可要件の審査、事前指導、手引書の作成など。認可の告示等 地方自治法第260条の2の規定による認可地縁団体の認可の告示、地縁団体台帳の調整、保存。告示事項の証明。 変更届等の受付、処理 認可地縁団体からの告示事項変更届の受理と告示事項の変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 規約変更申請の受付、処理 認可地縁団体の規約の変更申請の受付、審査、認可、変更告示、地縁団体台帳の記載の変更処理。 その他、地方自治法、自治法施行令、自治法施行規則に基づく認可地縁団体に関する事務 認可地縁団体の印鑑登録 豊浜町認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領に基づく、認可地縁団体の印鑑登録、印鑑証明等の事務 印鑑登録申請の受理、審査、印鑑登録台帳への登録、印鑑証明等を行う。 証明手数料 無料 法人化の手引 法人化の相談等。</p>				

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成16年9月22日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会長 平野 清

各種事務事業（環境対策関係）の取扱いについて

- 1 公害防止施設整備資金融資事業については、観音寺市の例により統一する。
- 2 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。
- 3 環境審議会については、合併時に再編統一する。
- 4 クリーン作戦事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。
- 5 墓地管理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 墓地整備事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 7 火葬場運営事務については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 8 公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。
- 9 美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		1 公害防止施設整備資金融資事業については、観音寺市の例により統一する。 2 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。 3 環境審議会については、合併時に再編統一する。 4 クリーン作戦事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において随時再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
公害防止施設整備資金融資事業	目的 市内中小企業者に対し、その事業活動に伴って生ずる公害を防止するための施設の整備に要する資金を融資することにより、公害の防止を図る。 融資条件 ・限度額 融資対象事業に要する経費の100分の80以内の額で、一の工場又は事業場につき500万円以内 ・融資期間 5年以内の割賦償還（うち6月据置） ・利率 年6.5%以内 ・保証料率 年1.16%以内 （利率、保証料率は、指定金融機関、香川県信用保証協会と協議のうえ定める）		-	-			
環境基本計画	未策定	未策定	未策定	未策定			
環境審議会	観音寺市環境審議会 構成 委員15名以内 ・識見を有するもの ・市議会議員 ・関係行政機関の職員 ・事業者 任期 2年（再任可）		-	-			
クリーン作戦事業	・河川清掃（年1回） ・有明浜海浜清掃（月1回） ・その他クリーン作戦（エコ・アダプトロード等）	・河川清掃（年1回） ・県道、高速道路側道等クリーン作戦（年1回） ・その他井でさらい等	・海岸線・河川クリーン作戦（年1回） ・国道クリーン作戦（年1回）				

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		5 墓地管理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 6 墓地整備事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。 7 火葬場運営事務については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
墓地管理事務		・各自治会による管理運営（市営墓地なし）	・使用者が管理を行う（町営墓地無し）	・直営により管理運営 豊浜町墓地公園 豊浜町大字和田浜1622番地1 使用者の資格 (1)豊浜町内に3ヵ年以上住所を有する者 (2)豊浜町内に持家を有し、1ヵ年以上住所を有する者 (3)町長において特別の理由があると認められた者 その他町有墓地（23,779㎡）			
墓地整備事業		・整備事業 委託方式 認定事業費×50/100、認定事業費×関係戸数×1/100 のいずれか低い方（限度額は100万円）		・整備事業 助成方式 各自治会管理墓地を改修、整備する場合、工事に係る原材料費の1/2を補助（限度額は70万円）			
斎場、火葬場運営事務		観音寺市三本松火葬場 観音寺市三本松町1丁目2番2号 観音寺市伊吹火葬場 観音寺市伊吹町1269番地 ・火葬業務 委託方式（2ヶ所） ・火葬場使用料 大人（12歳以上） 1体につき4,000円 小人（12歳未満） 1体につき2,000円 死産児又は満1歳未満 1体につき1,000円 市民以外の者の使用については、その使用料の5割の額を加算	大野原町火葬場 大野原町大字大野原1382番地2 ・火葬業務 直営方式（嘱託職員1名） ・火葬場使用料 大人（13歳以上） 1体につき15,000円 小人（13歳未満） 1体につき9,000円 ただし、町外から使用の依頼があった時は、町長が支障がないと認められた場合に限り使用を許可し、一律30,000円を徴収	豊浜町火葬場 豊浜町大字和田浜1622番地1 ・火葬業務 委託方式 ・火葬場使用料 寝棺（13歳以上） 15,000円 寝棺（13歳未満） 7,500円 ただし、町外から火葬場の使用を願出た時は、町長が支障がないと認められた場合に限り使用を許可し、一律30,000円を徴収			

協定項目番号	23-13	合併協定項目	各種事務事業（環境対策関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会
調整の方針（案）		<p>8 公害防止条例については、観音寺市の例により統一する。</p> <p>9 美しいまちづくり条例については、合併時に再編統一する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
公害防止条例		<p>観音寺市公害防止条例</p> <p>昭和47年4月2日条例第14号</p> <p>施行 昭和48年4月1日</p> <p>目的 法令及び香川県公害防止条例に定めがあるものを除くほか、事業者及び市並びに市民の公害防止に関する責務を明らかにするとともに、公害防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の総合的な推進を図り、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全すること</p>					
美しいまちづくり条例		<p>観音寺市美しいまちづくり条例</p> <p>平成10年12月21日条例第23号</p> <p>施行 平成11年4月1日</p> <p>目的 空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、市民等、事業者及び市が一体となって環境の美化に関する活動を行うことにより、快適な生活環境の保全及び資源の再利用の促進を図り、もってごみのない美しいまちづくりを推進すること</p>	<p>大野原町ごみ等の散乱防止及び環境美化に関する条例</p> <p>平成9年12月24日条例第4号</p> <p>施行 平成10年1月1日</p> <p>目的 町民等、事業者、占有者等及び町が一体となってごみ等の散乱を防止することにより、美しく快適な生活環境の保全に取り組み、すがすがしい街づくりの形成に資すること</p>				
<p>【先進地事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会（平成17年3月22日合併予定） <ul style="list-style-type: none"> 1 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。 2 環境保全、公害対策、環境美化及び地区衛生に係る業務については、丸亀市の例を参考に調整する。 ・砺波市・庄川町合併協議会（平成16年11月1日合併予定） <ul style="list-style-type: none"> (1)環境対策事業については、環境保全の観点から、引き続き総合的かつ計画的に事業を推進するものとする。 (2)環境基本計画は、新市において速やかに策定するものとする。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用するものとする。 (3)省略 (4)砺波市及び庄川町独自の制度については、趣旨や目的に沿った効果的な制度として実施するように新市において調整するものとする。 (5)公害防止対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 ・川窪地区法定合併協議会（平成16年10月12日） <ul style="list-style-type: none"> 1～2 省略 3 環境審議会は、合併時に新たに制度等を制定する。 4 環境に関する計画（環境基本計画）は、川内市の例を基本として、合併後3年以内を目処に策定する。 5 環境美化推進は、合併時に川内市の例により調整する。 6 火葬場は、現行のまま新市に引き継ぐ。 7 公営の墓地は、現行のまま新市に引き継ぐ。 							

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて、次のとおり提出する。

平成 16 年 9 月 22 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱いについて

- 1 廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。
- 2 一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐものとする。
- 3 ごみ収集事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 4 指定ごみ袋については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。
- 5 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。
- 6 犬、猫等の死骸処理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 7 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 8 ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。
- 9 生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。
- 10 集団資源回収助成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 11 し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 12 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		1 廃棄物処理計画については、合併時に再編統一する。 2 一般廃棄物処理業等許可事務については、合併時に再編統一する。ただし、既に許可済みの者については、新市に引き継ぐものとする。 3 ごみ収集事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。					
		観音寺市	大野原町			豊浜町	
廃棄物処理計画		観音寺市一般廃棄物処理計画 策定年度 平成16年度 目標年次 平成20年度 （環境や合併等諸条件の大きな変動がない限り5年毎に見直し）	大野原町一般廃棄物処理計画 策定年度 平成9年度 目標年次 平成20年度 （概ね5年毎に見直し）			豊浜町一般廃棄物処理計画 ・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理、生活廃水処理） 策定年度 平成14年度 目標年次 平成23年度 （5年毎に見直し）	
一般廃棄物処理業等許可事務		・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 1件につき5,000円	・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 無料			・許可申請者 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者 上記について更新を申請する者 ・有効期限 2年 ・許可手数料 無料	
ごみ収集事業		・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 700箇所 不燃ごみ 250箇所 乾電池 110箇所 ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 出さないよう指導 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 随時（不燃ステーションに回収箱設置） 紙類 新聞週2回、段ボール月2回 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 なし 破砕埋立ごみ 焼却灰 週2回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ 月2回（不燃ごみと同時） ・収集体制 直営方式（職員27名、臨時6名） ・直接持込ごみ 処理手数料 随時受付（区分による制限なし） 車両トン数により、 家庭系200円～、事業系1,000円～ 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円	・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 167箇所 不燃ごみ } 乾電池 4箇所 ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 一般廃棄物許可業者へ 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 随時（農協Aコープ等に回収箱設置） 紙類 なし 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 月2回（一部では月3回） 破砕埋立ごみ 焼却灰 月1回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ なし ・収集体制 委託方式 ・直接持込ごみ 家庭系粗大ごみのみ月2回受付 200キログラムまで500円 100キログラム増すごとに200円 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円			・収集方式 ステーション収集方式 ・ステーション数 可燃ごみ 200箇所 不燃ごみ 70箇所 乾電池 不燃ごみ扱い ・分別の種類・回数 可燃ごみ 家庭系 週2回 事業系 出さないよう指導 不燃ごみ 資源ごみ ベットボトル 月2回 空缶類 月2回 びん類 月2回 乾電池 月2回（不燃ごみと同時） 紙類 月1回 資源化予定ごみ ビニール、プラスチック類 月2回 破砕埋立ごみ 焼却灰 週2回 その他不燃ごみ(蛍光灯等) 月2回 粗大ごみ なし（豊浜町保健衛生推進協議会が年2回実施） ・収集体制 直営方式（職員4名） （ただし、アルミ缶、スチール缶、透明ビン、茶ピンは許可業者へ委託） ・直接持込ごみ 受付しない 家電4品目運搬手数料 1台につき2,000円	

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		<p>4 指定ごみ袋については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。</p> <p>5 衛生組合については、合併時に統合できるよう調整に努める。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
指定ごみ袋		-	<p>・大野原町指定ごみ袋（可燃ごみ専用）</p> <p>大野原町衛生組合が販売事業を実施</p> <p>価格</p> <p>大 300円/10枚</p> <p>小 250円/10枚</p> <p>販売場所</p> <p>大野原町役場住民課窓口、町内たばこ販売店等</p>	-			
衛生組合		<p>観音寺市衛生組合連合会</p> <p>目的</p> <p>衛生組合相互の緊密な連携のもとに市民保健の増進と環境衛生の向上を図り健康で住みよい社会の建設に資すること</p> <p>事務局 観音寺市役所生活環境課内</p> <p>総会 年1回（5月末）</p> <p>会費 20円/世帯</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 組織の育成強化 <ul style="list-style-type: none"> 研修会、講習会参加 広報活動の強化 顕彰事業の推進 生活環境の整備と美化運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> 家庭排水路及び集積所の消毒並びに散乱ゴミ清掃の実践活動の推進 河川清掃等の推進、空カン等の投げ捨て防止、資源ゴミの回収運動の推進 ゴミ分別収集の推進 各種保健事業への積極的な参加と協力の推進 <ul style="list-style-type: none"> 健康診査並びに各種検診の受診率を高め、健康の保持増進を図る。 健康教室への参加を呼びかけ、成人病に対する知識と理解を深める。 市保健センターの積極的な利用を呼びかけ、自己健康管理の啓蒙と推進を図る。 地区献血推進協議会を中心に、献血に対する理解と協力を広く呼びかけ、地域ぐるみで助け合いを推進する。 野犬による被害を防止するため、撲滅に組織ぐるみで協力する。 	<p>大野原町衛生組合</p> <p>目的</p> <p>町民の自主的組織活動を推進し、町の基本行政を犯すことなく町当局の環境衛生並びに町民の福祉行政を支援して健康で明るく住みよい大野原町を建設すること</p> <p>事務局 大野原町役場住民課内</p> <p>総会 年1回（4月末）</p> <p>会費 1,000円/戸</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 地区組織の啓蒙増進 衛生思想の普及向上 会員の健康と福祉の増進 指導者の養成 公衆衛生、環境衛生、母子衛生等の研究調査 優良施設、器具、共同防除薬剤等の推奨及び斡旋並びに必要に応じてその助成措置 その他本会の事業達成のための必要な事業 	<p>豊浜町保健衛生推進協議会</p> <p>目的</p> <p>単位推進会相互の緊密な連携のもとに町民の保健衛生の向上をはかり、健康で住みよい豊浜町の建設に寄与すること</p> <p>事務局 豊浜町役場住民生活課内</p> <p>総会 年1回（5月末）</p> <p>会費 なし</p> <p>事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 町民の保健衛生知識の啓蒙と増進 公衆衛生思想の普及と推進 指導者の育成 優良施設、器具薬剤などの推奨と斡旋 町、保健所等保健行政に対する協力 その他本会の目的達成に必要な事業 			

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）		<p>6 犬、猫等の死骸処理事務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>7 最終処分場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p>8 ごみ減量等推進事業については、合併時に再編統一する。</p> <p>9 生ごみ処理機購入費助成事業については、合併時に再編統一する。</p>					
		観音寺市	大野原町	豊浜町			
犬、猫等の死骸処理事務		犬、猫等の死骸処理事務 市道、農道、集落道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡	犬、猫等の死骸処理事務 町道、農道、自治会道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡	犬、猫等の死骸処理事務 町道、農道、自治会道等は、職員が対応 国・県等の管理地については、原則として管理者へ連絡 直接連絡を受けた場合は職員が対応			
最終処分場		観音寺市伊吹清掃センター 観音寺市伊吹町82番地 埋立地面積 570㎡ 平成11年度より閉鎖	大野原町一般廃棄物最終処分場 大野原町大字五郷内野々乙12-1 埋立地面積 5,600㎡ ・粗大ごみの受付（毎月2回） ・井出浚え土砂の受付（4、5月） ・その他公共施設からの臨時ゴミ 大野原町梅花廃棄物埋立処分地 大野原町大字丸井2241-18 埋立地面積 18,105㎡ 平成11年度に埋立完了	豊浜町大谷最終処分場 豊浜町大字和田甲3721番地外 埋立地面積 4,200㎡ 平成10年度より閉鎖			
ごみ減量等推進事業		観音寺市廃棄物減量等推進審議会 15名以内 ・識見を有する者 ・各種団体の代表者 任期 2年 啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については広報、インターネット、チラシ等により周知	啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については、衛生組合総会において周知	啓発活動 ごみの抑制、再利用、水切りの推進については広報、ケーブルテレビ、チラシ等により周知			
生ごみ処理機購入費助成事業		目的 本市におけるごみ減量化推進の一環として、食品の調理残等の有機性ごみを、乾燥させる方式又は生ごみを微生物により分解する方式の生ごみ処理機械を設置する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付し、もって一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ること。 対象 市内に住所を有する世帯（事業所を除く。）で、次に掲げる生ごみ処理機を、市内の販売業者から購入し設置する者 (1)生ごみを乾燥させる方式の処理機 (2)生ごみを微生物により分解する方式の処理機 補助内容 1基につき購入金額の1/3、1世帯につき1基 (ただし20,000円を限度とする)		目的 本町における廃棄物の適正処理の一環として、生ごみ（台所廃棄物をいう。）の排出減量を図るため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入者に対して予算の範囲内において補助金を交付し、もって住民の生活環境の向上に寄与する。 対象 本町に住所を有し豊浜町保健衛生推進協議会長が認めた生ごみ処理容器及び生ごみ処理機を購入し、申請者の町内の所有地に設置するもの 補助内容 ・生ごみ処理機 1個につき購入金額の1/3、1世帯につき1個 (ただし20,000円を限度とする)			

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会
調整の方針（案）	<p>10 集団資源回収助成事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。</p> <p>11 し尿処理施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>						
集団資源回収助成事業	<p style="text-align: center;">観音寺市</p> <p>・リサイクル推進組織資源回収補助事業</p> <p>目的 観音寺市における廃棄物の再資源化を促進するため資源回収を行うリサイクル推進組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること</p> <p>対象 市長が認めたリサイクル推進組織</p> <p>補助内容 紙類：ダンボール、新聞・チラシ、雑誌・・・1kgあたり4円 牛乳パック・・・1kgあたり8円 金物：古鉄・・・1kgあたり5円 繊維・・・1kgあたり2円 ビン類：生ビン・・・1本当たり1円、駄ビン・・・1kgあたり6円 （逆有償分については、同時に補助）</p>	<p style="text-align: center;">大野原町</p> <p>・資源回収補助事業</p> <p>目的 大野原町における廃棄物の再資源化を促進するため、町立学校PTA組織が行う資源回収に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象 町長が認めたPTA組織</p> <p>補助内容 紙類（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌、牛乳パック） ・・・1kgあたり3円 布類（衣類・古布） ・・・1kgあたり3円 （逆有償分については、同時に補助）</p> <p>・空き缶リサイクル補助事業</p> <p>目的 大野原町における空き缶の再資源化を促進するため、地区単位の資源ゴミを回収するゴミ減量推進団体に対し、予算の範囲内で、リサイクル費用の一部を補助金として交付し適正な空き缶の処理を図ること。</p> <p>対象 ゴミ減量推進団体</p> <p>補助内容 空き缶（アルミ缶） ・・・1kgあたり5円</p>	<p style="text-align: center;">豊浜町</p> <p>・ごみ減量化促進事業補助事業</p> <p>目的 豊浜町における廃棄物の再資源化を促進するための資源回収を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、ごみの減量化を図ること。</p> <p>対象 町長が認めた団体</p> <p>補助内容 紙類（ダンボール、新聞・チラシ、雑誌）・・・1kgあたり5円 （逆有償分については、同時に補助）</p>				
し尿処理施設	<p>観音寺市衛生センター</p> <p>所在地 観音寺市瀬戸町4丁目2番3号</p> <p>処理能力 48kl/日</p> <p>処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理方式</p> <p>整備年度 平成10年度～平成12年度</p> <p>観音寺市伊吹クリーンセンター</p> <p>所在地 観音寺市伊吹町82番地</p> <p>処理能力 1.7kl/日</p> <p>処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理方式</p> <p>整備年度 平成14年度～平成15年度</p>		<p style="text-align: center;">三豊南部環境衛生組合し尿処理施設</p> <p>所在地 豊浜町大字和田浜1626 1</p> <p>処理能力 54kl/日</p> <p>処理方式 高負荷脱窒素処理+高度処理（砂ろ過+活性炭吸着）</p> <p>整備年度 昭和63年度～平成元年度</p> <p>構成団体 豊浜町、大野原町、山本町、財田町</p> <p>負担割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理場の設置 負担総額の20/100均等割、80/100人口割 ・し尿処理場の管理及び運営 負担総額の10/100人口割、90/100前年の処理実績量割 <p>（人口割に用いる人口は、当該予算の属する会計年度の地方交付税の算定に用いる国勢調査人口による）</p>				

協定項目番号	23-14	合併協定項目	各種事務事業（ごみ・し尿処理関係）の取扱い	専門部会名	環境部会	分科会名	環境分科会 し尿分科会																								
調整の方針（案）	12 し尿・浄化槽汚泥処理については、現行のとおり引き継ぎ、新市において再編調整する。																														
	観音寺市		大野原町		豊浜町																										
し尿・浄化槽汚泥処理	<p>内容</p> <p>し尿・浄化槽汚泥廃棄物を収集運搬し、観音寺市衛生センター・観音寺市伊吹クリーンセンターに搬入処理する。</p> <p>方式</p> <table border="0"> <tr> <td>生し尿</td> <td>委託方式（業者2社）</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>収集委託料（生し尿）</td> <td>99円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td>処理手数料（生し尿）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本料金</td> <td>250円（汲取り1回につき）</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>109円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。</td> </tr> <tr> <td>し尿処理施設使用料</td> <td>8円/10ℓ</td> </tr> </table>		生し尿	委託方式（業者2社）	浄化槽汚泥	許可方式	収集委託料（生し尿）	99円/10ℓ	処理手数料（生し尿）		基本料金	250円（汲取り1回につき）	従量料金	109円/10ℓ	浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。		し尿処理施設使用料	8円/10ℓ	<p>内容</p> <p>し尿・浄化槽汚泥廃棄物を収集運搬し、三豊南部環境衛生組合し尿処理施設に搬入処理する。</p> <p>方式</p> <table border="0"> <tr> <td>生し尿</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>浄化槽汚泥</td> <td>許可方式</td> </tr> <tr> <td>収集委託料</td> <td>72円/10ℓ</td> </tr> <tr> <td>処理手数料</td> <td>140円/10ℓ</td> </tr> </table>					生し尿	許可方式	浄化槽汚泥	許可方式	収集委託料	72円/10ℓ	処理手数料	140円/10ℓ
生し尿	委託方式（業者2社）																														
浄化槽汚泥	許可方式																														
収集委託料（生し尿）	99円/10ℓ																														
処理手数料（生し尿）																															
基本料金	250円（汲取り1回につき）																														
従量料金	109円/10ℓ																														
浄化槽汚泥については、業者と浄化槽設置者間による契約により、市は徴収せず。																															
し尿処理施設使用料	8円/10ℓ																														
生し尿	許可方式																														
浄化槽汚泥	許可方式																														
収集委託料	72円/10ℓ																														
処理手数料	140円/10ℓ																														
<p>【先進地事例】</p> <p>・日光地区合併協議会（平成18年3月20日合併予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理計画については、合併時は現行どおりとし、合併後に速やかに新計画を策定する。 ごみの排出・収集運搬体制については、現行どおり存続する。 ごみステーションに関することについては、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 指定ごみ袋制度に関することについては、合併時は現行どおりとし、平成20年度から指定ごみ袋制度に移行する。 ごみ減量化対策については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 ごみ資源化対策（啓発活動・排出抑制）については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 ごみ資源化対策（容器包装リサイクル法関連）については、合併時は現行どおりとし、合併後に再編する。 省略 し尿の収集及び処分については、合併時は現行どおりとし、合併翌年度に委託に統一する。ただし、足尾町については、当分の間現行どおり（直営）とし、一定の時期に委託へと移行する。委託料については合併翌年度に再編する。浄化槽汚泥の収集及び処分については、現行どおりとする。 <p>・新城市・鳳来町・作手村合併協議会（平成17年3月31日以前合併予定）</p> <p>…… ごみ・し尿処理関係事業の取扱いについて、次のとおり提案するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみ・資源の収集については、当面現行のとおりとし、合併後速やかに調整する。 ごみ・資源の分別については、統一の方向で合併時までに調整する。 粗大ごみの取扱いは、統一の方向で合併時までに調整する。 一般廃棄物最終処分場は新市に引き継ぐ。 一般廃棄物処理計画については、新市において調整し策定する。 <p>・総社市・山手村・清音村合併協議会（平成17年3月22日合併予定）</p> <ol style="list-style-type: none"> ごみの収集については、現行のまま新市に引き継ぐ。 指定ごみ袋については、販売価格等を調整し、合併時に統一したごみ袋を作成する。 省略 資源ごみ回収推進団体報奨金については、山手村及び清音村の例により調整する。 し尿の収集運搬については、合併後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。 																															

協議第 2 4 号

新市建設計画（その 4）について

新市建設計画（その 4）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 9 月 2 2 日提出

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会
会 長 平 野 清

新市建設計画（その 4）について

新市建設計画（第 6 章 新市における県事業の推進～第 8 章 財政計画）は、別添（案）のとおりとする。

平成 年 月 日 確認

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

(2) その他

(1) 第 9 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 1 6 年 1 0 月 2 7 日 (水) 午後 1 時 3 0 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

(2) 第 1 0 回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会日程について

- ・日 時 平成 1 6 年 1 1 月 1 1 日 (木) 午後 1 時 3 0 分から
- ・場 所 大野原町中央公民館 3 階講義室

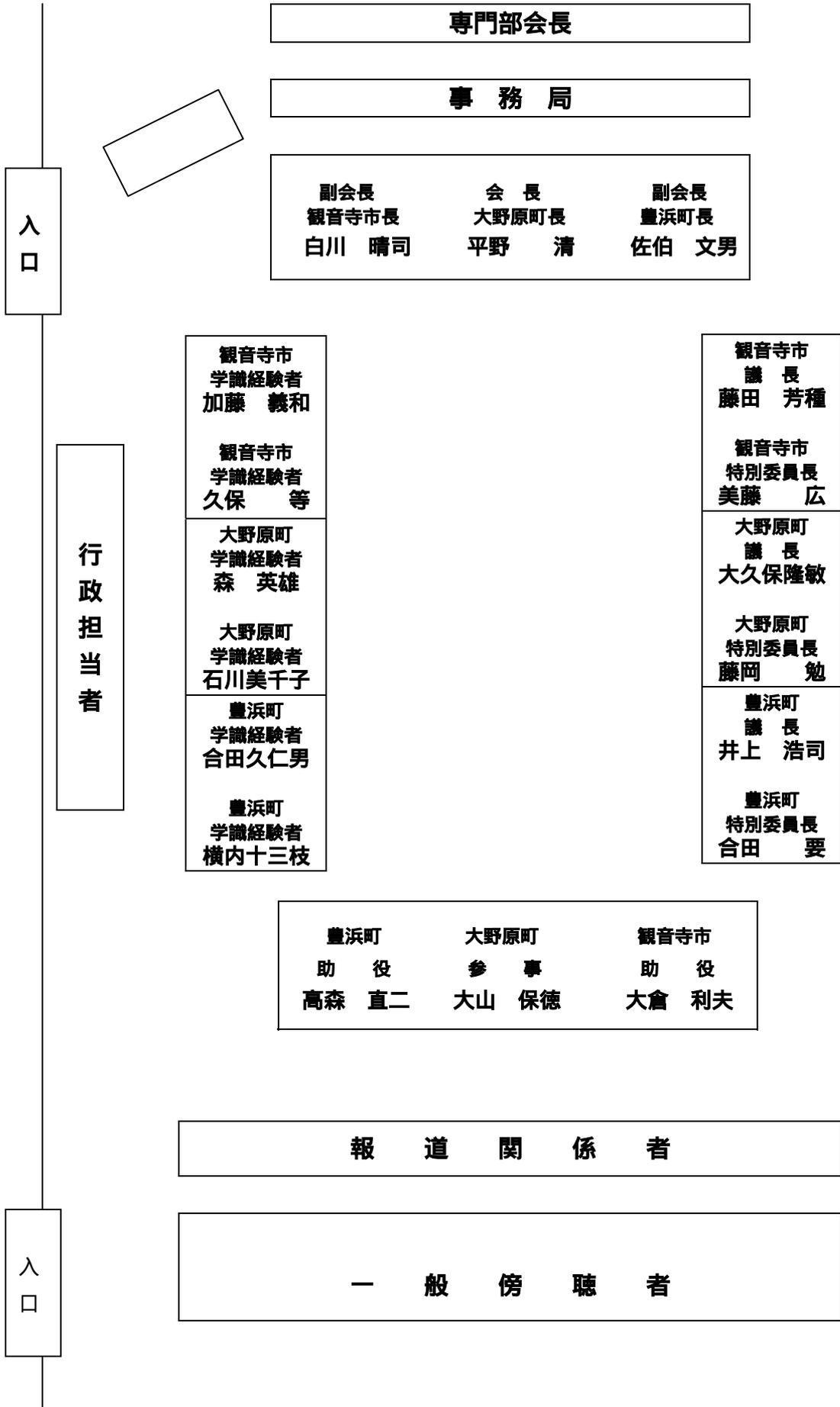
観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会名簿

委員区分	職名	氏名	帰属団体役職等
	会長	平野 清	大野原町長
1号委員	副会長	佐伯 文男	豊浜町長
		白川 晴司	観音寺市長
	委員	大倉 利夫	観音寺市助役
		大山 保徳	大野原町参事
		高森 直二	豊浜町助役
		藤田 芳種	観音寺市議会議長
2号委員	大久保隆敏	大野原町議会議長	
	井上 浩司	豊浜町議会議長	
	美藤 広	観音寺市議会市町合併調査特別委員会委員長	
	藤岡 勉	大野原町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	合田 要	豊浜町議会合併問題研究特別委員会委員長	
	3号委員	加藤 義和	学識経験者（観音寺市）
久保 等		学識経験者（観音寺市）	
森 英雄		学識経験者（大野原町）	
石川美千子		学識経験者（大野原町）	
合田久仁男		学識経験者（豊浜町）	
横内十三枝		学識経験者（豊浜町）	
監査委員	伊瀬 均	（観音寺市）	
	大廣 清雄	（豊浜町）	

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会事務局名簿

	役 職	氏 名	帰 属 団 体
1	事務局長	大木 和郎	観音寺市
2	次 長	象山 稔彦	香川県
3	総務広報班長	石川喜代美	大野原町
4	総務広報班	長谷川加奈子	豊浜町
5	調 整 班 長	好川 高雄	観音寺市
6	調 整 班	合田 博晃	大野原町
7	調 整 班	山地 康博	観音寺市
8	計 画 班 長	合田 善春	豊浜町
9	総務広報班	藤井久美子	大野原町臨時職員
10	調 整 班	細川 勝美	大野原町臨時職員
11	計 画 班	小山 悟司	大野原町臨時職員

第8回 観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会 席次表



新市建設計画（案）

（第6章～第8章）

平成16年9月22日

観音寺市・大野原町・豊浜町合併協議会

第6章 新市における県事業の推進

1 香川県の役割について

新市においては、一体性の速やかな確立と均衡ある発展を図るとともに、西讃地域の中核を担うにふさわしい都市づくりを進め、「海・山・川 そして人が織りなす『新・田園都市』」の実現をめざします。

このため、香川県においては、新しいまちづくりが円滑に進められますよう、新市と連携して県事業を積極的に推進します。

2 新市における県事業

事業名		主な事業箇所等
県道等改築事業		県道丸亀詫間豊浜線（観音寺地区・大野原地区・豊浜地区） 県道観音寺佐野線（観音寺地区・大野原地区） 県道粟井観音寺線（観音寺地区） 都市計画道路観音寺駅観音寺港線（観音寺地区） 都市計画道路中央村黒線（観音寺地区） 都市計画道路昭和本大線（観音寺地区） 県道丸井萩原豊浜線（大野原地区・豊浜地区） 県道大野原川之江線（大野原地区） 県道先林姫浜線（豊浜地区）
港湾改修事業		観音寺港（観音寺地区） 豊浜港（豊浜地区）
河川改修・砂防事業		財田川（観音寺地区） 前田川水系砥川（大野原地区）
農道整備事業		西讃南部地区大規模農道（観音寺地区・大野原地区・豊浜地区） 中姫中央地区農道（大野原地区）
農業生産基盤整備事業	農地	三豊干拓・阿弥陀池地区（大野原地区） 和田地区（豊浜地区）
	水路	高屋・八幡地区（観音寺地区） 柞田地区（大野原地区）
農地防災事業	海岸	三豊干拓地区（観音寺地区）
	ため池	新池地区（大野原地区）
県立公園施設整備事業		琴弾公園（観音寺地区）

第7章 公共的施設の適正配置と整備

教育・福祉・文化・スポーツ等の各種公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などに配慮するとともに、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら十分に検討した上で、適正な配置及び整備を行うことを基本とします。

新たな公共的施設の整備についても、財政状況を踏まえ事業の効果などを十分検討するとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効利用・相互利用するなど、財政負担の少ない効率的な運用に努めます。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算システムのネットワーク構築等必要な整備を図ります。

第8章 財政計画

財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間について、普通会計をベースに作成しています。

第1節 歳入

地方税

市民税は、経済成長率と将来人口により推計しています。固定資産税及びその他の地方税は一定で見込んでいます。

地方譲与税・各種交付金

一定で見込んでいます。

地方交付税

普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定していますが、三位一体改革の影響等を考慮し、一定の減額を見込んでいます。また、合併に係る交付税の追加措置や合併特例債の償還に係る交付税措置等を加算しています。

国庫支出金・県支出金

投資的経費および扶助費に係る額を毎年度の支出に連動させ、その他は一定としています。また、合併に係る財政支援等も見込んでいます。

地方債

投資的経費の一定割合を起債する設定にしています。このほか、合併特例債等を見込んでいます。

その他歳入

財政調整基金等からの繰入金を見込んでいます。また、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、諸収入は一定で見込んでいます。

第2節 歳出

人件費

退職者の補充を抑制することによる一般職の職員の削減及び合併に伴う特別職の職員の減を見込んでいます。

物件費

合併による効率化に伴う経費の減を見込んでいます。

扶助費

少子高齢化による影響を見込むとともに、これまで県の事務であった2町分の生活保護費を加算しています。

公債費

これまでの借入分の償還額に、合併特例債等を含む新規発行分の償還額を加えて見込んでいます。

繰出金

高齢化が進む中で介護保険特別会計への財政負担の増加が想定されることから、高齢者人口の増加に連動して繰出金の増加を見込んでいます。

積立金

合併後の市町村振興のための「合併市町村振興基金」への積立、歳計余剰金を見込んでいます。

投資的経費

新市建設計画の事業費を含めて投資的経費の総額を見込んでいます。

その他歳出

維持補修費、補助費等、投資・出資・貸付金は一定としています。また、合併に伴う経費等を見込んでいます。

財政計画

(単位:百万円)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
歳入	地方税	8,036	8,071	8,119	8,123	8,127	8,135	8,141	8,147	8,153	8,158
	地方譲与税	259	259	259	259	259	259	259	259	259	259
	各種交付金	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207
	地方交付税	4,937	4,737	4,618	4,482	4,614	4,565	4,625	4,727	4,829	4,930
	国庫支出金	2,356	2,349	2,342	2,205	2,198	2,191	2,184	2,177	2,170	2,163
	県支出金	1,332	1,331	1,329	1,128	1,127	1,125	1,124	1,122	1,121	1,120
	地方債	6,110	4,013	3,993	3,984	3,974	3,965	3,955	3,955	3,955	3,955
	その他歳入	1,763	1,842	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736	1,736
	歳入総額	26,000	23,809	23,603	23,124	23,241	23,182	23,231	23,330	23,429	23,527
歳出	人件費	4,971	4,980	4,794	4,722	4,570	4,643	4,436	4,186	3,815	4,011
	物件費	2,427	2,431	2,340	2,305	2,231	2,267	2,165	2,044	1,862	1,958
	扶助費	2,709	2,690	2,672	2,654	2,635	2,617	2,599	2,581	2,563	2,545
	公債費	2,359	2,466	2,498	2,611	2,857	2,993	3,145	3,160	3,197	3,259
	繰出金	2,526	2,531	2,536	2,542	2,547	2,557	2,567	2,577	2,588	2,598
	積立金	2,176	0	113	93	204	16	229	693	1,315	1,068
	投資的経費	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493	4,493
	その他歳出	4,339	4,217	4,156	3,704	3,704	3,596	3,596	3,596	3,596	3,596
	歳出総額	26,000	23,809	23,603	23,124	23,241	23,182	23,231	23,330	23,429	23,527